

モデル工事

【建設キャリアアップシステム】北海道によるCCUS活用モデル工事の概要

・対象工事

- 土木工事：建設管理部が発注する予定価格1億円以上の一般土木工事（WTO案件は対象外）のうち、建設管理部が必要と認めた工事を対象
- 営繕工事：建築局が発注する多くの技能者が見込まれる営繕工事（WTO案件は対象外）のうち、計画管理課が必要と認めて指定した工事を対象

・実施条件

入札公告及び特記仕様書においてその旨を明らかにすること

・試行内容

受注者が工事着手前に発注者に対してCCUSの活用に取り組む旨を希望し、下表の評価対象項目ごとの判断基準を全て達成した場合、工事施行成績評定（「5. 創意工夫－施工関係」の「その他」）において加点評価を行う

評価対象項目	判断基準
①事業者登録	元請企業の登録
②管理者ID（現場管理者）登録	当該現場の登録
③技能者の就業履歴の蓄積	対象期間の日数の50%以上蓄積
④アンケートの提出	工事完成までに発注者に提出

※アンケートは取り組みの有無にかかわらず提出

・費用負担

カードリーダー設置費用及び現場利用料について、設計変更時に支出実績に基づき計上

●岩手県における取り組み

1 対象工事

県土整備部が発注する工事で、工期（余裕期間を設定している場合は、実工期）が100日以上の上の工事のうち、発注者が必要と認めた工事（災害復旧工事は除く）。

2 実施方法

- (1) 発注者がモデル工事の対象とする工事を選定し、特記仕様書にその旨を明示した上で、受注者が実施を希望する場合は、CCUS活用通知書を発注者に提出して実施。
- (2) 発注者がモデル工事の対象外として発注した工事において、受注者が実施を希望する場合は、発注者との協議により実施。

3 実施内容

実施項目	基準
①事業者情報登録	元請事業者の事業者登録
②技能者情報登録	1名以上
③現場情報登録	当該現場の登録
④就業履歴情報登録	カードリーダー等を設置し、CCUS技能者の就業履歴情報の登録（蓄積）を30人日以上

4 工事成績評価における評価

3の実施項目について基準を全て満たした場合は、請負工事施工成績評価の「創意工夫」において1点加点（基準を達成できなかった場合、減点を行わない。）。

5 アンケートの実施

発注者がモデル工事の対象として発注した工事（実施の有無を問わない。）及び協議によりモデル工事を実施した工事においては、元請事業者及び技能者10名を対象にアンケートを実施し、工事完成日までに発注者に提出。

6 CCUS活用に係る経費

モデル工事を行い、3の実施項目について基準を全て満たした場合は、次の経費について、現場での使用実績に基づき「CCUS現場利用料等」として現場管理費に積上げ計上し、変更契約を行う。

(1) カードリーダー等購入費用

カードリーダー(若しくは顔認証カメラや顔認証型のリーダー)の購入費用

※新規購入に限る。リースの場合は適用外

(2) 現場利用料（カードタッチ費用）

当該現場に係る現場利用料
(明細に基づき費用を計上)

入構管理機器のOS	計上費用の上限	台数
Windows	10,000円/台(税抜)	当該工事現場に設定する台数。 (1工事あたり2台を上限とする。ただし、施工箇所が点在する工事の場合など入構箇所等の事情により、2台を超えるカードリーダーが設置されている場合、受発注者協議を行い、必要と認められる場合は、2台を上回る費用を計上することができるものとする。)
iOS	30,000円/台(税抜)	

- 「岩手県県土整備部建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」については、岩手県HPを参照願います。

<https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/1020273/1020277/1058795.html>

【建設キャリアアップシステム】福島県によるCCUS義務化工事等の概要

開始時期	令和4年4月1日以降に起工する工事	
対象工事	土木部発注の全ての工事及び土木部が受託する建築関係工事 (ただし、災害復旧など緊急性を要する工事や実工期が(30日以下など)著しく短い 工事は対象外)	
実施条件	対象工事は、「入札公告」及び「特記仕様書」に対象工事である旨を記載	
発注方式	推奨工事 (受注者がCCUSの活用を希望)	義務化工事 (発注者がCCUS活用を義務づけ)
	(受注者が活用を希望)	当初設計額1億円以上工事から発注者が指定 ＜令和4年度は、県全体で13工事＞ ・県北、県中、若松、いわき、相双建設が各2件 ・県南、喜多方、南会津が各1件
CCUS活用に係る費用負担	<p>【令和4年4月1日以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全額受注者負担 <p>【令和4年7月1日以降に起工から適用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カードリーダー購入費(新規購入分)及び現場利用料(カードタッチ料)は発注者が負担(※) (参考) カードリーダー購入費:1~3万円/台 現場利用料:1タッチ10円 ・その他費用(PC、通信費など)は受注者負担 	<ul style="list-style-type: none"> ・カードリーダー購入費(新規購入分)及び現場利用料(カードタッチ料)は発注者が負担(※) (参考) カードリーダー購入費:1~3万円/台 現場利用料:1タッチ10円 ・その他費用(PC、通信費など)は受注者負担

※実施基準達成時に発注者が費用負担

工事成績評定で評価する実施項目と基準	実施項目	基準
	①事業者登録	元請事業者のみ。 ただし、下請事業者の登録は求めない
	②技能者登録	1名以上の技能者の登録
	③現場登録	当該現場の登録
	④就業履歴情報登録	当該現場での30日以上就業履行情報の登録

工事成績評定	基準達成	第1評定の創意工夫で2点加点(重付きの計算のため実質0.8点加点)
	未達成	減点なし

【建設キャリアアップシステム】茨城県によるCCUS活用工事試行の概要

(対象工事)

茨城県土木部が発注する工事、又は発注済み工事で令和4年4月1日以降も施工中の工事をCCUS活用工事の対象とする。

(受発注者協議)

1. CCUS活用工事は、契約の締結後、受注者の希望によりCCUSを活用する受注者希望型とする。
2. 発注者は、工事の発注にあたり、特記仕様書にCCUSの活用に関する事項を記載する。
3. 受注者は、契約の締結後、CCUS活用の希望の有無を工事打合せ簿により発注者と協議するものとする。
4. 発注済み工事で令和4年4月1日以降も施工中であるものについては、発注者は受注者に対して対象工事であることを通知し、受注者はCCUS活用の希望の有無を工事打合せ簿により発注者と協議するものとする。

(実施内容)

実施項目	基 準
① 事業者情報登録	元請事業者及び下請事業者（CCUS技能者が所属する事業者）の事業者の登録
② 現場・契約情報登録	当該工事の現場情報・契約情報・工事情報の登録
③ 技能者情報登録	1名以上の技能者の登録
④ 就業履歴情報登録	カードリーダー等を設置し、CCUS技能者の就業履歴情報の登録(蓄積)を30人日分（30回カードタッチ）以上の登録

(実施の確認)

実施項目	確認（提出）書類の例
① 事業者情報登録	就業履歴一覧（月別カレンダー）
② 現場・契約情報登録	現場利用料の請求書(写し)
③ 技能者情報登録	就業履歴一覧（月別カレンダー）
④ 就業履歴情報登録	リーダー等の現場設置状況写真、就業履歴一覧（月別カレンダー）

【建設キャリアアップシステム】茨城県によるCCUS活用工事試行の概要

(工事成績評価における評価)

発注者は、実施内容に掲げるCCUS活用工事において受注者が実施する項目について、基準をすべて満たした場合は、「茨城県土木部工事成績評価要領」の主任監督員の創意工夫【その他】の項目で、1点加点※)するものとする。

なお、基準を達成できなかった場合においても減点を行わないものとする。

※)工事成績評価の加点は、主任監督員分の得点割合0.4を乗じた点数となる。

(CCUS活用に係る費用)

CCUS活用のための以下の費用については、受注者から支出実績を証する資料が提出され、契約金額の変更の求めがあった場合、支出実績に応じた金額を共通仮設費として積上げ計上(現場管理費率及び一般管理費等率の計上は対象外)し、変更契約を行うものとする。

ただし、上記の費用計上は、実施内容に掲げるCCUS活用工事において受注者が実施する項目について基準をすべて満たした場合である。

(1) カードリーダー等購入費用

カードリーダー(もしくは、認定API連携顔認証カメラや顔認証型のリーダー)の購入費用(新規購入に限る。リースの場合は適用外)について、現場での使用実績を確認した上で、購入を証する領収書等に基づき費用を計上する。

入構管理機器のOS	経常費用の上限	台数
Windows	10,000円/台(税抜)	当該工事現場に設置する数
iOS	30,000円/台(税抜)	(1工事あたり2台を上限)

(2) 現場利用料

現場における現場利用料(カードタッチ費用)は、当該現場に係る現場利用料の明細に基づき費用を計上する。

また、現場でカードタッチを忘れた場合の事後補正については、(一財)建設業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。

【建設キャリアアップシステム】 栃木県によるCCUS活用モデル工事の概要

(対象工事) 栃木県県土整備部が発注する全ての工事のうち、受注者が希望する工事を対象

(試行内容) 発注者は、下記の目標指標に示す目標基準を全て達成するとともに、下記の参考指標に示す指標値を確認できる書類の提出を行った場合において、工事成績評定点について加点

目標指標	目標基準
登録事業者率 (1次下請まで)	50%以上
カードリーダータッチ率	50%以上

※カードリーダータッチ率:現場にカードリーダーを設置し、技能者の就業履歴を蓄積した日数/対象期間

参考指標	提出書類の例
平均登録事業者率	施工体制登録事業者一覧などを集計したもの
平均登録技能者率	施工体制登録技能者一覧などを集計したもの
平均就業履歴蓄積率	就業履歴一覧などを集計したもの

(確認方法) 発注者は、受注者に対し各指標に係る目標基準の達成状況及び参考指標値を記載した資料の提出を求めることにより、目標基準の達成状況及び参考指標値を確認する

(評定への反映) 受注者が全ての指標に係る目標基準を達成した場合は、工事成績評定要領における考査項目「創意工夫」において1点加点

(費用負担) CCUS活用にかかる費用(登録費用、機械設置費用、現場利用料)は受注者が負担

【建設キャリアアップシステム】群馬県によるCCUSモデル工事の概要

- (方式) 「発注者指定型」と「受注者希望型」の2種類のモデル工事を試行
- (対象工事) <発注者指定型> 群馬県県土整備部が発注する工事のうち、原則として設計金額1億円以上の工事を対象
<受注者希望型> 群馬県県土整備部が発注する工事のうち、「発注者指定型」以外の全ての工事を入札公告
- (試行内容) 以下に示す条件の基準を達成した場合、達成状況に応じて工事成績評定に加点
監督員の「創意工夫」項目で加点（最大で**1.5点**）

条件	基準	加点内容
①管理者ID (現場管理者)登録	CCUSにモデル工事現場登録を行った	①②の2つの条件を達成した場合: 0.5点
②カードリーダー の設置	カードリーダー等を設置し、技能者の 就業履歴を蓄積した	
③新規事業者 及び技能者登録	モデル工事の実施に伴い、新規に事 業者又は技能者の1者(名)以上の登 録を行った	<ul style="list-style-type: none"> ・下請事業者で新規登録有:0.5点 ・元請技能者で新規登録有:0.5点 ・下請技能者で新規登録有:0.5点 (最大1点まで)

- (仕様書の明示) <発注者指定型> 施工条件の明示にあたって、CCUSの活用モデル工事であることを明示し、
発注手続きを行う
<受注者希望型> 「発注者指定型」と同様の発注手続きを行い、契約後、受注者は発注者に対し
「工事打合せ書」で「CCUSの活用モデル工事」の適用の有無を選択できる
- (費用負担) カードリーダー設置費用、カードタッチ費用について、実費を現場管理費として計上（国交省基準に準拠）
※カードリーダー設置費用は新規購入に限り、最大3万円まで、原則1工事2台までを原則
- (その他) モデル工事を実施した場合は、施工体制台帳・施工体系図・再下請負通知書・作業員名簿は
CCUSから印刷した様式をそのまま使えるようにし、書類作成・提出を簡素化し仕事の効率化を促進

【建設キャリアアップシステム】 埼玉県によるCCUS活用モデル工事の概要

- ◆ 対象工事 令和4年1月4日以降に公告する県土整備部発注工事(実工期30日以上)
- ◆ 発注方式
 - <発注者指定型> 発注者が選定(公告に表記)する工事
 - <受注者宣言型> 発注者指定型以外の工事で、契約後に受注者からの申し出がある場合に、発注者との協議により選定する工事 ※選定後の取扱いは発注者指定型と同様

◆ 実施内容

実施項目	基準
①事業者登録	元請事業者及び、③技能者登録の対象者が所属する下請事業者の登録が完了していること。
②現場・契約情報登録	当該モデル工事の現場情報・契約情報・工事情報の登録を行ったこと。
③技能者登録	1名以上の技能者の登録が完了していること。
④就業履歴情報登録	カードリーダー等を設置し、③技能者登録の対象者の就業履歴情報の登録(カードタッチ)を30日以上行ったこと。

◆ インセンティブ

- ・ 工事成績評定の加点
 - 上記実施基準①～④まで全てを達成した場合に、成績評定要領の評価項目「5.創意工夫」において1点加点する。
 - * 工事成績評定の加点は、得点割合0.4を乗じた点数となる。
- ・ 費用負担
 - カードリーダー設置費用、カードタッチ費用について、実費を積上げ計上
 - ※カードリーダー設置費用は新規購入に限り、最大3万円まで、1工事2台まで

岐阜県によるCCUS活用モデル工事の概要

(対象工事)
R4改正 岐阜県県土整備部及び都市建築部が発注する工事のうち、原則予定価格4,000万円以上を対象
また、契約後、受注者からの申入れがあれば「申入れ工事」として実施
※初年度(令和3年度)は、各土木事務所1件程度を指定工事として実施
※令和4年度は、各土木事務所2件以上を指定工事として実施

(評価基準) 工事契約後、以下に示す条件を達成した場合は、工事成績評定にて加点

CCUS利用条件	基準
事業者登録	元請のみ(下請の登録は求めない)
技能者登録	1名以上
現場登録(管理者ID(現場管理者)登録)	当該現場の登録
現場へのカードリーダー設置	実働日数30日以上ICカードを読み取る

(確認方法) 発注者は、受注者に対して、登録状況やカードリーダーの使用日数といった基準の達成状況を確認できる資料の提出を求めることにより確認

(評定への反映) 受注者が上記の基準を達成した場合、**1点加点**(未達成の場合も減点を行わない。)
※工事契約締結前に事業者登録や技能者登録を行っている場合は条件を満たすものとする

(仕様書明示) 入札公告及び特記仕様書にCCUS活用モデル工事であることを明示

(費用負担) カードリーダー設置費用、カードタッチ費用について、実績に基づき現場管理費として積上げ計上
※カードリーダー設置費用は新規購入に限り、最大3万円かつ1工事1台までとする

【建設キャリアアップシステム】静岡県によるCCUS活用工事(受注者希望型)の概要

- (対象工事) 静岡県が発注する全ての工事
- (実施方法) 契約締結後の受注者からの希望による受注者希望型とする。ただし、総合評価落札方式においてCCUS活用を評価点として申請する場合は、入札前に提出する評価点確認申請書でCCUS活用申請をする。
- (確認方法) CCUSから出力される「現場・契約情報」で、「現場で登録された就業履歴数」に履歴数が計上されていることにより確認
- (工事成績評定) 現場就業履歴登録の確認ができた場合は、「創意工夫」の項目に**1点加点**（未達成の場合も減点を行わない。）
総合評価落札方式においてCCUS活用申請をした者で現場就業履歴登録の確認ができない場合は、総合評価落札方式活用ガイドラインに基づくペナルティを科す。
- (仕様書明示) 特記仕様書にCCUS活用工事であることを明示
- (費用負担) CCUS活用工事に係る費用（登録費用、カードリーダー等の機器設置費用、現場利用料等）は、受注者負担

三重県によるCCUSモデル工事の概要

令和4年度の取組（CCUS活用モデル工事）

建設現場でのCCUSの活用を促進するため、「**活用モデル工事**」を実施します。



【対象工事】 50件程度

- ・ 予定価格が7千万円以上の土木一式工事
- ・ 予定価格が1億円以上の建築一式工事
- ・ 上記工事のうち発注者が指定したもの

【入札参加条件】

CCUS事業者登録が完了していること

【現場実施条件】

現場にカードリーダーを設置

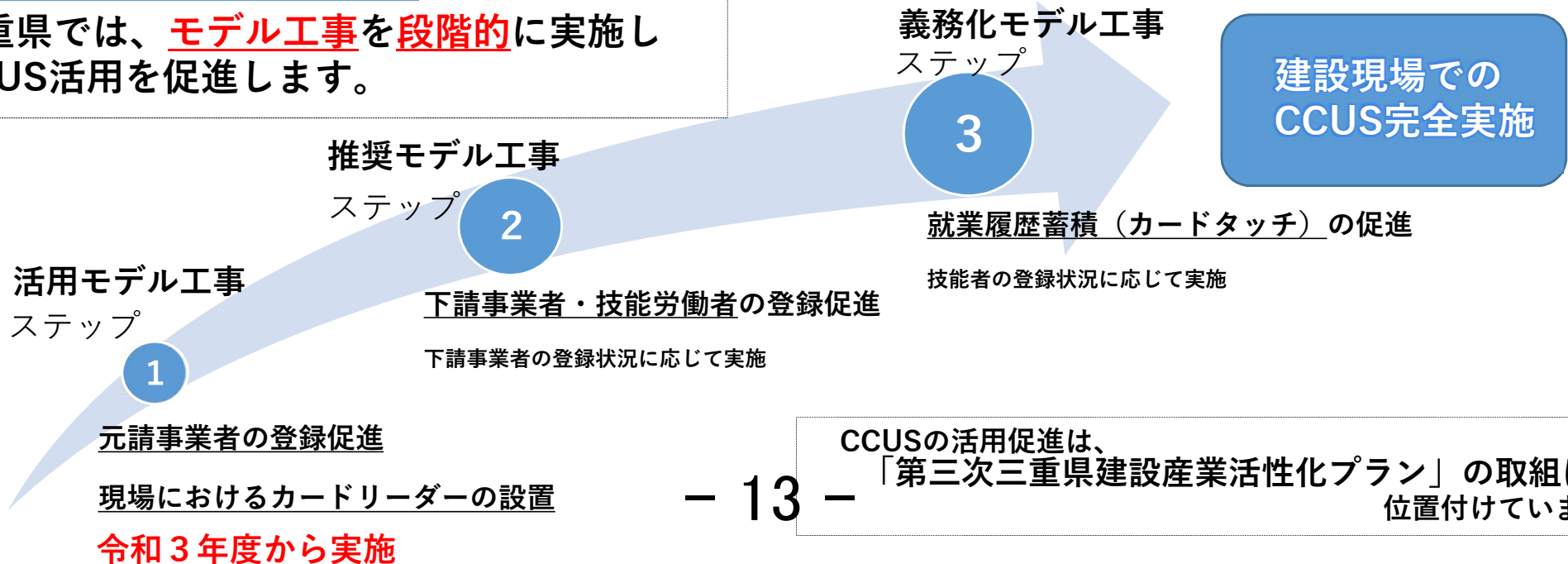
【発注者の費用負担】

- 「カードリーダー購入費の一部」
- 「カードタッチ費用の全額」

実績に基づき精算変更で計上

CCUS完全実施に向けた取組

三重県では、**モデル工事**を**段階的**に実施しCCUS活用を促進します。



CCUSの活用促進は、「第三次三重県建設産業活性化プラン」の取組に位置付けています。

【建設キャリアアップシステム】福井県によるCCUS活用推進モデル工事の概要

(対象工事) 福井県土木部が発注する土木一式および建築一式の設計金額2億円超（総合評価落札方式（技術提案型））の工事を対象

(試行内容) 発注者は、下表のとおり指標ごとに目標基準を指定するものとし、達成状況に応じて、工事成績評価に基づく工事成績評定点について加点

	土木一式	建築一式
平均登録事業者率	90%	70%
平均登録技能者率	80%	50%
平均就業履歴蓄積率	50%	30%

(確認方法) 発注者は、受注者に対して、計測日における達成状況を記載した資料の提出を求めることにより、目標基準の達成状況を確認

(評価への反映) 受注者が全ての指標に係る目標基準を達成した場合には、工事成績評価により評価を行う。ただし、目標基準が未達成となった場合でも工事成績評価は減点しない

(仕様書の明示) CCUSモデル工事は、特記仕様書または現場説明書においてその旨を明らかにするものとする

(費用負担) CCUS活用にかかる費用（登録、機器設置費用、現場利用費等）は、受注者が負担するものとする

【建設キャリアアップシステム】岡山県によるCCUS活用工事の試行の概要

(対象工事)

- ・岡山県が発注する原則全ての工事

(発注方式)

- ・受注者希望型で実施
- ・発注時に特記仕様書において「CCUS活用工事」の対象であることを明示

(工事成績評定での加点基準)

- ・受注者が、①～④の項目で全て判断基準を達成した場合、工事成績評定で1点加点

項 目	判断基準
①事業者登録	事業者の登録を行ったこと。
②技能者登録	1名以上の登録を行ったこと。
③管理者ID（現場管理者）登録	当該現場の登録を行ったこと。
④当該現場へのカードリーダーの設置及び技能者の就業履歴の蓄積	当該現場へカードリーダーを設置し、技能者の就業履歴を対象期間の日数の50%以上蓄積したこと。

【建設キャリアアップシステム】広島県によるCCUS活用工事の試行の概要

(対象工事)

- ・広島県土木建築局営繕課が発注する原則全ての工事

(発注方式)

- ・受注者希望型で実施
- ・発注時に「CCUS活用工事」の対象であることを明示

(工事成績評定での加点基準)

- ・受注者が、①～③の項目で全て目標基準を達成した場合、工事成績評定で1点加点

項 目	目標基準
①平均登録事業者率	70%
②平均登録技能者率	50%
③平均就業履歴蓄積率	30%

- ・受注者が、①～③の項目で全て目標基準を達成し、かつ②の項目で70%以上を達成した場合は工事成績評定で更に1点加点

【建設キャリアアップシステム】 山口県によるCCUS活用モデル工事の概要

(対象工事) 山口県土木建築部が発注する請負対象設計額が1億円以上の全ての工事を対象

(試行内容) 契約後、受注者がCCUSの活用を希望した場合に実施する「受注者希望型」で発注以下に示す基準の達成状況に応じて、工事成績評定にて加点

指標	基準(土木系工事)	基準(営繕系工事)
平均登録事業者率	90%	70%
平均登録技能者率	80%	50%
平均就業履歴蓄積率	50%	30%

(確認方法) 受注者から提出される工事完成時に計測日における達成状況が確認できる資料及びCCUS活用状況が確認できる資料により発注者が確認

(評定への反映) 受注者がすべての指標の基準を達成した場合、1点加点

(仕様書の明示) CCUS活用モデル工事の対象工事は、特記仕様書等においてその旨を明らかにする

(費用負担) CCUS活用に関する費用(カードリーダー等購入・設置費、現場利用料等)は受注者が負担するものとする

【建設キャリアアップシステム】愛媛県によるCCUS活用工事の試行の概要

(対象工事) 愛媛県土木部が発注する工事（設計金額1億円以上）のうち、発注者が必要と認めた工事

(実施内容) 発注者は、下表のとおり指標ごとの目標基準を指定し、達成状況に応じて工事成績評定点で加点

指標	目標基準
平均登録事業者率	90%
平均登録技能者率	80%
平均就業履歴蓄積率	50%

(確認方法) 発注者は、受注者に対して、計測日における達成状況を記載した資料の提出を求め達成状況を確認

(評価への反映) 受注者がすべての指標の目標基準を達成した場合、1点加点
受注者が平均登録技能者率90%以上を達成した場合、さらに1点加点

(仕様書の明示) モデル工事の対象工事は、入札公告及び特記仕様書においてその旨を明らかにするものとする

(費用負担) カードリーダー購入費用及びカードタッチ費用について、支出実績に基づき直接工事費として計上（ただし、すべての諸経費の対象外とする）
※カードリーダー購入費用は新規購入に限り、最大3万円（税抜）まで計上可能（原則1工事1台まで）

【建設キャリアアップシステム】 熊本県によるCCUS活用モデル工事の概要

(対象工事) 土木部発注の建築一式工事(A1等級)で営繕課長が指定する工事

(試行内容) 指標毎に定めた基準を達成した場合、達成状況に応じて工事成績評
定点に加点

指標	平均登録事業者率	平均登録技能者率	平均就業履歴蓄積率
目標基準	70%	50%	30%

(確認方法) 受注者に対して、計測日における目標基準の達成状況を記載した資
料の提出を求めることにより確認

(評定への反映) 上記の全ての基準を達成した場合は1点加点、平均登録技能者率70%
以上を達成した場合はさらに1点加点(未達成でも減点を行わない)

(仕様書の明示) モデル工事の対象工事は、入札時の特記仕様書(工事概要)において
その旨を明示

(費用負担) CCUS活用に要する費用(カードリーダー設置費用(※新規購入に限
る)、カードタッチ費用)は現場管理費として計上

【建設キャリアアップシステム】宮崎県によるCCUS義務化モデル工事の概要

- (対象工事) 県土整備部が発注するWTO対象工事などの大規模な建設工事のうち、発注機関が必要と認めた工事を対象
- (試行内容) 発注者は、指標ごとの最低基準と目標基準を指定し、達成状況に応じて工事成績評定点に加点又は減点

	最低基準	目標基準
平均登録事業者率	70%	90%
平均登録技能者率	60%	80%
平均就業履歴蓄積率	30%	50%

- (確認方法) 発注者は、受注者に対して、計測日における達成状況を記載した資料の提出を求め達成状況を確認
- (評定への反映) 受注者がすべての指標の目標基準を達成した場合、**1点加点**。
受注者が平均登録技能者率90%以上を達成した場合、さらに**1点加点**。
一方、いずれかの指標に係る最低基準を達成しなかった場合は**1点減点**する
- (仕様書の明示) 義務化モデル工事の対象工事は、特記仕様書においてその旨を明らかにするものとする
- (費用負担) カードリーダー設置費用、カードタッチ費用について、精算変更時に支出実績に基づき、発注者が負担



【建設キャリアアップシステム】宮崎県によるCCUS推奨モデル工事の概要

- (対象工事) 県土整備部が発注する建設工事のうち、**CCUS義務化モデル工事を除く全ての工事**
を対象 ※R4.7より対象工事を拡大
- (試行内容) 受注者が工事着手前に発注者に対して希望した場合、発注者は指標ごとの最低基準と
目標基準を設定。
当該基準の達成状況に応じて、工事成績評定点について加点
- | | 最低基準 | 目標基準 |
|-----------|------|------|
| 平均登録事業者率 | 70% | 90% |
| 平均登録技能者率 | 60% | 80% |
| 平均就業履歴蓄積率 | 30% | 50% |
- (確認方法) 発注者は、受注者に対して、計測日における達成状況を記載した資料の提出を求め
達成状況を確認
- (評定への反映) 受注者がすべての指標の目標基準を達成した場合、**1点加点**
さらに、受注者が平均登録技能者率90%以上を達成した場合、さらに**1点加点**
- (仕様書の明示)
(費用負担) 推奨モデル工事の対象工事は、特記仕様書においてその旨を明らかにするものとする
カードリーダー設置費用、カードタッチ費用について、精算変更時に支出実績に基づき、
発注者が負担 ※R4.7より見直し



【建設キャリアアップシステム】 鹿児島県によるCCUS受注者希望型工事の概要

1 対象工事

鹿児島県土木部及び商工労働水産部漁港漁場課所管の令和3年6月1日以降の指名通知又は公告の発注工事のうち、受注者が希望する工事を対象とする。

2 試行内容

1の対象工事において、受注者が工事着手前に発注者に対してCCUSの活用に取り組む旨を希望した場合は、発注者は、下表のとおり指標ごとの目標基準を指定するものとし、当該基準を全て達成した場合は、工事成績評価に基づく工事成績評定点について加点を行うものとする。

指標	基準
登録事業者率	70%
登録技能者率	60% (50% : 営繕)
就業履歴蓄積率	30%

3 基準の達成状況の確認方法

発注者は、受注者に対して2に掲げる各指標に係る基準の達成状況を記載した資料の提出を求めることにより、目標基準の達成状況を確認するものとする。

4 工事成績評価への反映

受注者が2に掲げる全ての指標に係る基準を達成した場合は、工事成績評価要領の考査項目「創意工夫」において、評価するものとする。

5 特記仕様書への明示

CCUS活用工事の対象工事は、特記仕様書においてその旨を明らかにするものとする。

6 未達成項目の報告等

受注者が2に掲げるいずれかの指標に係る基準を達成しなかった場合は、工事名、未達成の項目、要因及び改善策を工事完成書類提出時に発注者に報告させるものとする。

【建設キャリアアップシステム】 沖縄県によるCCUS受注者希望型工事の概要

- 1 対象工事**
沖縄県土木建築部が発注する全ての建設工事のうち、受注者が希望する工事を対象とする。
(令和4年2月1日以降に予算執行伺いを決裁する工事から適用。)
- 2 実施方法**
発注者は、特記仕様書において、CCUS活用に関する事項を記載する。
受注者は、工事着手前にCCUS活用の希望の有無を工事打合簿にて発注者へ報告する。
受注者は、現場着手日から完成日までの期間（後片付け、休日等を除く）について、登録事業者率、登録技能者率、就業履歴蓄積率を集計し、達成状況を発注者に提出する。
- 3 達成状況の確認方法**
達成状況の確認は工事完成時点とし、受注者は、工事完成日までに下表に掲げる各指標に係る基準の達成状況を記載した資料を発注者へ提出し、達成状況について確認を受ける。
- 4 工事成績評定への反映**
発注者は、達成状況の確認を行い、下表に掲げる基準を全て達成している場合は、工事成績評定の「創意工夫 その他」として「CCUSの活用」と記載し評価する。基準を達成できなかった場合においても減点は行わない。
- 5 未達成項目の報告**
受注者は、下表に掲げるいずれかの指標に係る基準を達成しなかった場合は、工事名、未達成の項目、要因及び改善策を工事完成書類提出時に発注者に報告する。
- 6 CCUSに係る費用**
本工事におけるCCUS活用に係る費用（登録費用、機器設置費用、現場利用料等）は、受注者が負担する。

指標	基準
登録事業者率	70%
登録技能者率	60%
就業履歴蓄積率	30%

【建設キャリアアップシステム】さいたま市によるCCUS活用モデル工事の概要

- (対象工事) さいたま市が発注する建設工事
 ただし、以下に掲げる工事は原則としてモデル工事の対象としない。
- (1) 実工期(休日を除く)が30日未満の工事
 - (2) 単価請負契約工事など、緊急対応が求められる工事
 - (3) 発注者がモデル工事になじまないと判断した工事

(試行内容) 以下に示す条件の基準を達成した場合、工事成績評価に加点

条件	基準	加点(※1)
(1) 事業者登録	(1)~(5)の全ての基準を達成している。	成績評価要領の審査項目「5. 創意工夫」において1点の加点とする。
(2) 技能者登録(1名以上)		
(3) 管理者ID登録		
(4) カードリーダー設置		
(5) 就業履歴情報登録(30日以上)		

※1 工事成績評価の加点は、得点割合0.4を乗じた点数となる。

- (費用負担) カードリーダー設置費用※2及びカードタッチ費用について、実費を共通仮設費として計上
 ※2 1工事あたり2台を上限

(その他) 受注者は、モデル工事としてCCUSを活用する場合には、試行内容と達成目標等を施工計画書に記載し発注者に提出する

【建設キャリアアップシステム】 千葉市によるCCUS活用に関する工事の概要

(対象工事) 千葉市土木工事標準積算基準を適用する工事のうち、受注者が希望する工事を対象

(実施内容) 受注者は、CCUS活用工事として、以下の内容について実施するものとする。

実施項目	達成基準
①事業者登録	元請事業者及び、技能者登録の対象者が所属する下請事業者の登録が完了していること。
②現場・契約情報登録	当該CCUS活用工事の現場情報・契約情報・工事情報の登録を行ったこと。
③技能者登録	1名以上の技能者の登録が完了していること。(簡略型可)
④就業履歴情報登録	カードリーダー等を設置し、技能者登録の対象者の就業履歴情報の登録(蓄積)を行ったこと。

(評定への反映) 発注者は、上表に示す実施項目を達成した場合、創意工夫において下記のとおり加点する。
・①②④の3つの基準を達成：1点 ・①～④の4つ全ての基準を達成：2点
※工事成績評定の加点は、得点割合0.4を乗じた点数となる。

(確認方法) 受注者は、工事完成1か月前までに下記資料を提出し、発注者の確認を受ける。
・①③：登録完了メール(写し) ・②：現場利用料の請求書(写し)
・④：カードリーダー等の現場設置状況写真

(費用負担) CCUS活用にかかる登録費用及び機械設置費用は受注者が負担、現場利用料は発注者が負担
カードリーダー等購入費用については、令和5年3月31日までに契約をした工事に限り、協議により発注者が負担

【建設キャリアアップシステム】横浜市によるCCUS活用工事実施要領の概要及び工事評点の加点例

- (対象工事) 横浜市が発注する令和4年4月1日以降の指名通知又は公告する工事で、受注者が希望する工事
- (実施方法) 受注者はCCUSを活用するにあたり、以下のとおり実施するものとする。
(1) 受注者はCCUSを活用する場合、施工計画書（当初）にCCUS登録事業者であることが確認できる書類及び、CCUSの活用内容を記載し監督員へ提出
(2) 受注者の責によらない不測の事態が生じ、CCUSの活用が困難となった場合は、受発注者の協議によりCCUS活用工事の対象外とすることができる。
- (実績確認) 以下に掲げるすべての書類を監督員が確認できた場合、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において加点（0.4点）する。
(1) 管理者ID登録が確認できる書類
(2) カードリーダー等の設置状況が確認できる書類
(3) 就業履歴が確認できる書類
- (費用負担) CCUS活用に係る費用（登録費用、機器設置費用、現場利用料等）は受注者が負担するものとする。

名古屋市によるCCUS活用推奨モデル工事の概要

(対象工事) 名古屋市が発注する営繕工事のうち、予定価格6億円以上の工事及び、それに付随する電気工事、衛生工事、空調工事が対象

(試行内容) 受注者が工事着手前に発注者に対して希望した場合、発注者は指標ごとの最低基準と目標基準を設定。
当該基準の達成状況に応じて、工事成績評定点について加点

	最低基準	目標基準
平均登録事業者率	50%	70%
平均登録技能者率	30%	50%
平均就業履歴蓄積率	20%	30%

(確認方法) 発注者は、受注者に対して、計測日における達成状況を記載した資料の提出を求め達成状況を確認

(評定への反映) 受注者がすべての指標の目標基準を達成した場合、1点加点
受注者が平均登録技能者率70%以上を達成した場合、さらに1点加点

(仕様書の明示) モデル工事の対象工事には、特記仕様書を添付する

モデル工事 検討中

現在施工中工事 2件 において受注者により自主的に運用中

A工事 事業費： 22,020,570,000円 工期：2020.09～2024.02
加入率： 1次業者 230/232 99%
2次業者 408/510 80%
3次業者 356/584 61%

B工事 事業費：約78,200,000,000円 工期：2018.02～2026.03
顔認証システム利用
2021年10月時点
CCUS登録済み作業員数 46名（うち浜松市企業 15名）
顔認証システム利用者延べ人数 1,474名（うち浜松市企業 766名）
未取得者には取得にあたり補助制度あり

【建設キャリアアップシステム】岡山市によるCCUS工事の工事評定概要

- (方式) 受注者希望型により試行
 (対象工事) 市が発注する原則全ての工事を対象とする
 (試行内容) 工事契約後、CCUS活用希望があり、以下の基準を達成した場合は、工事成績評定において加点
 基準を達成できなかった場合においても、減点を行わない

評価対象項目	判断基準	確認書類	加点内容
① 事業者登録	事業者の登録を行ったこと。ただし、元請のみで差し支えない。	就業履歴（月別カレンダー）	①②③④⑤の全ての判断基準を達成した場合 1点
② 技能者登録	1名以上の登録を行ったこと。		
③ 管理者ID（現場管理者）登録	当該現場の登録を行ったこと。	現場・契約情報	
④ 当該現場へのカードリーダーの設置	当該現場へカードリーダーを設置	現場設置状況写真	
⑤ 技能者の就業履歴の蓄積	技能者の就業履歴を対象期間の日数の50%以上蓄積したこと、もしくは、「平均就業履歴蓄積率」30%以上	就業履歴（月別カレンダー）及び「実績表」等もしくは、計測日における達成状況を記載した資料等の提出	
※⑤の評価対象は、「実績表」等もしくは、「平均就業履歴蓄積率」のどちらかの確認とする。			

- (仕様書の明示) 対象工事は、特記仕様書により明示する
 (費用負担) CCUS活用工事にかかる費用（登録費用、機器設置費用、現場利用料等）は、受注者が負担するものとする

総合評価における加点

【建設キャリアアップシステム】宮城県による総合評価落札方式における加点例

建設工事における総合評価落札方式の改正 「令和4年4月施行」

価格以外の評価項目の改正 「標準型(施工計画型)の場合」

評価の視点	評価項目	R3 4改正	R4 4改正(案)	備考		
		評価点	評価点			
技術力	企業評価	同種工事の経験(過去15年間)	0.500	0.500		
		工事成績評定(過去5年間の平均)	1.000	1.000		
		優良建設工事施工業者表彰等(過去5年間)	2.000	2.000		
		ISO9001・14001・みちのくEMS認証取得状況	0.500	0.500		
		建設キャリアアップシステムの事業者登録状況	0.500	0.500	【名称修正】	
		地理的条件	2.000	2.000		
	配置する技術者の評価	同種工事の経験(過去15年間)	1.000	1.000		
		工事成績評定(過去5年間の最高評点)	3.000	3.000		
		宮城県建設工事事故防止優良者表彰等、または同表彰等工事の(監理)主任技術者としての実績(過去5年間)	3.000	3.000		
		継続教育(CPD)の取組状況	1.000	1.000		
	ICT活用証明書・連休2日証明書の有無	1.000	1.000			
社会性	労働福祉	建設業退職金共済制度導入の有無	0.364	0.364		
		退職一時金制度・企業年金制度導入の有無	0.182	0.182		
		障害者雇用状況	0.727	0.727		
		労働条件の明示	0.727	0.727		
		女性のチカラを活かす企業の認証企業	1.000	1.000		
地域・貢献	県内企業	県内企業の活用計画割合	1.000	1.000		
		宮城県または県内市町村の管理する道路の除融雪業務の実績(過去5年間)	1.000	1.000		
		宮城県または県内市町村の施設管理業務の実績(過去5年間)	1.000	1.000		
		宮城県のスマイルサポーターとしての実績(過去5年間)	0.250	0.250		
	地域・貢献	協定の有無	協定の有無	1.500	1.500	
			県内での災害時における地域貢献の実績	2.000	2.000	
		災害時の配備体制及び訓練実施の有無(過去1年間)	災害対策基本法に基づく指定地方公共機関の有無	1.000	1.000	
			実績の有無(過去5年間)	1.000	1.000	
	県内での企業の社会的責任等(CSR)の実績(過去2年間)	0.750	0.750			
	産災貢献	東日本大震災での対応実績	2.000	2.000	2.000	
生産性向上		ICT施工・3次元化等の活用提案	2.000	2.000	3.000	
働き方改革	知遇改善	建設キャリアアップシステムの活用提案	—	1.000	【新規追加項目】	
	施工計画等	施工の手順(工程表) ※1,000文字×5つの視点	15.000	15.000		
品質管理の頻度・方法 ※1,000文字×5つの視点		15.000	15.000			
	施工上の課題に対する技術的所見 ※1,000文字×5つの視点	15.000	15.000			
価格以外の評価点 合計		47.00	48.00			
価格評価点		70.00	70.00			
総合評価点		117.00	118.00			

改正のポイント

○ 建設キャリアアップシステム(CCUS)を活用した評価項目の導入
国が掲げた令和5年度からのCCUS完全実施に向け、本県における活用促進の誘導策として、総合評価落札方式でのインセンティブ評価項目を導入。

令和3年度に導入した企業評価における項目『建設キャリアアップシステムの活用』の名称を『建設キャリアアップシステムの事業者登録状況』と改めるとともに、令和4年度から新たに処遇改善における項目『建設キャリアアップシステムの活用提案』を導入し拡充を図る。

※当該評価は、全ての総合評価落札方式(簡易型・標準型等)の型式へ適用

令和3年度導入済

建設キャリアアップシステムの事業者登録状況(「活用」から表記を改める)

評価点	評価	評価基準
0	—	未導入
0.5	良	建設キャリアアップシステムの事業者登録済み

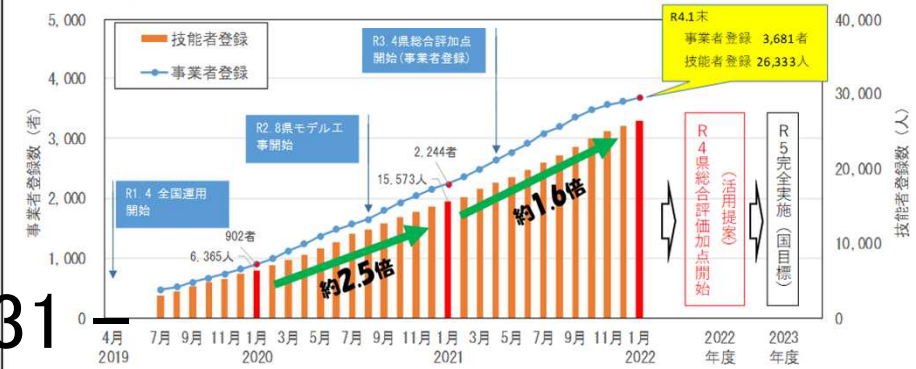
令和4年度新規導入

建設キャリアアップシステムの活用提案

評価点	評価	評価基準
0	—	活用なし
1.0	良	当該工事におけるシステム活用(実働日数30日以上)のICカード読み取り

参考

- 本県におけるCCUSの登録は、制度運用開始以降、事業者登録、技能者登録ともに増加しており、前年同月比で約1.6倍となっている。
- 登録については、順調に推移していることから、総合評価における新たな加点措置の導入により、現場での活用促進を図っていく。



R3年度から「入札者が事業者登録済み」であれば、加点評価される
(発注者が審査時に落札候補者の事業者登録を確認出来れば評価対象となる)

1 - (1) 建設工事総合評価落札方式の改正について

②建設キャリアアップシステム（CCUS）を活用した評価項目の導入

■概要

国が掲げた令和5年度からのCCUS完全実施に向け、本県における活用促進の誘導策として、CCUSに関する新たに評価項目を導入

■評価内容

配点	記載内容	評価基準
0	—	未導入
1	良	建設キャリアアップシステムの事業者登録済み

■型式の適用範囲

全ての型式(簡易型, 標準型, 高度型及びチャレンジ型)において, 適用
(P5の適用範囲一覧表を参照)

■留意事項

(一財)建設業振興基金が運営する, 建設キャリアアップシステム登録事業者検索
(https://www.mobile.ccus.jp/#/open_jigyousya_search)に登録されているもののみを評価対象とする。

■令和4年度以降の見通し

令和3年度中にCCUSの事業者登録が促進されることを想定し, 令和4年度以降は, CCUSを活用した工事实績に係る評価項目を追加予定

建設工事等における入札・契約制度の改正説明会【令和3年4月1日施行】より抜粋

R4年度からは、「入札者が事業者登録」に加え、建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用提案についての評価項目を導入する

■概要

国が掲げた令和5年度からのCCUS完全実施に向け、本県における活用促進の普及策として、総合評価落札方式における既存の評価項目※に加えて、「建設キャリアアップシステムの活用提案」をインセンティブ評価項目として導入。

※「建設キャリアアップシステムの活用」については、名称を「建設キャリアアップシステムの事業者登録状況」に改める。

■評価内容

建設キャリアアップシステムの活用提案

配点	評価	評価基準
0	-	活用なし
1	良	当該工事におけるシステム活用（実働日数30日以上 of ICカード読み取り）

- 当該工事でのCCUS活用提案を評価する。
- システム活用する場合には、元請の事業者登録、技能者登録、管理者ID（現場管理者）登録、現場にカードリーダーを設置することが必要となる。
- 応札時は申告内容で評価し、工事完了後に履行状況を確認し、評価する。
- システム活用にあたっては、30日以上 of ICカード読み取りとし、1日あたりのシステム活用人数は問わない。（例、1人→30日以上でも可）
- 実働日数が30日未満の工事においては、現場着手日から完了日（完成届提出日）までの全日数でシステムを活用する場合、評価の対象とする。

■型式の適用範囲

全ての型式（簡易型、標準型、高度型及びチャレンジ型）において、適用

建設工事等における入札・契約制度の改正説明会【令和4年4月1日施行】より抜粋

適用対象

- 令和4年7月1日以降に「総合評価落札方式」で入札公告を行う建設工事

評価項目

- 企業の建設キャリアアップシステム(CCUS)への取組

評価内容	評価基準・配点
①企業におけるCCUS事業者登録の有無	事業者登録有り:0.5点
②当該工事におけるCCUS活用の有無	活用の申告有り:0.5点

※①受注者がCCUSに事業者登録済みであるものについて評価

※②現場にカードリーダーを設置し、受注者及び下請企業が、CCUSによる就業履歴の蓄積を行ったものについて評価

履行義務

- CCUSの活用は、契約事項とし、工事完成前に履行状況を確認
※履行がなされなかった場合は、工事成績評定点を減点

○ 評価項目

企業の技術力の評価項目に「建設キャリアアップシステム」を追加

○ 加点要件

建設キャリアアップシステムに企業が登録し、当該現場で運用する場合に評価

※「現場で運用する場合」とは、建設現場にカードリーダーを設置し、
技能労働者の日々の就業履歴を蓄積することを想定

○ 対象工事及び評価点

【対象工事】

総合評価方式により発注する全ての工事

- ・ R2.4.1～標準型、簡易型、特別簡易型(復旧型及び復興型含む)の工事を対象
- ・ R3.4.1～上記に地域密着型を加えた総合評価方式の全ての工事を対象

【評価点】 0.25点

○評価項目

企業の技術的能力の評価→働き方改革・担い手確保→建設キャリアアップシステムの活用状況

○評価基準

公告日における建設キャリアアップシステムの事業者登録の有無
(入札形態がJVの場合は、JV構成企業の代表者が評価対象)

※次のいずれかの資料により確認

- ・事業者登録完了のお知らせ(はがき)の写し
- ・事業者登録完了メール(転送されたメールは除く)を印刷したもの
- ・建設キャリアアップシステムの事業者情報画面を印刷したもの

○対象工事及び評価点

対象工事:全ての工事(簡易型I型(地域実績型)を除く)

評価点:土木工事・電気工事・機械工事 0.5点、建築工事 1.0点

※建築工事は高い事業効果が見込めるものとし、配点を引き上げている。

【建設キャリアアップシステム】長野県による総合評価落札方式における加点例

- 評価項目
建設マネジメント；労働環境の改善の取り組み評価項目に「建設キャリアアップ」を追加
- 加点要件
当該工事において、「建設キャリアアップシステムを活用することを制約する者」へ加点
- 対象工事及び評価点
【対象工事】総合評価落札方式により発注する全ての建設工事
⇒R2.4.1（開始）予定価格8,000万円以上の建設工事を対象
⇒R3.10.1（変更）予定価格3,000万円以上の建設工事に対象を拡大
【評価点】0.25点
- 履行確認方法
 - ・ 誓約書の提出（建設キャリアアップシステム活用）
 - ・ 工事着手前に発注者と協議し、実施内容の承諾を得る
 - ・ 受注者は、下請企業や技能労働者に対し、説明を行い登録を要請する
(登録申請中など活用が困難な場合でも、発注者に対し説明経緯等を報告し、発注者の承諾を得た場合は活用したものとする。)
- 効果
技能労働者の経験や技能に応じた処遇の実現及び現場管理の効率化

※「建設キャリアアップの活用」とは・・・

建設現場にカードリーダーを設置し、技能労働者の日々の就業履歴を蓄積するとともに、作業員名簿や施工体制の作成等の現場管理にシステムを活用することをいう

【建設キャリアアップシステム】 栃木県による総合評価落札方式における加点例

- 評価項目
（区分） 「価格以外の評価」→「企業の信頼性」→「企業の取組」
（項目） 「建設キャリアアップシステムの導入実績」
 - 加点要件
評価基準日現在において元請が事業者登録している場合に評価
 - 対象工事及び評価点
対象工事：総合評価落札方式（標準型、簡易Ⅰ型、簡易Ⅱ型）を適用する工事
評価点：0.5点(※)
- (※) 評価項目「企業の取組」において、次の各項目のうち実績を有する項目数で評価
1項目につき0.5点、最大1.5点（簡易Ⅱ型は最大1.0点）
- ・ 週休2日制工事の実績
 - ・ ICT活用工事の実績
 - ・ 若手・女性技術者の配置実績
 - ・ 建設キャリアアップシステムの導入実績

【建設キャリアアップシステム】群馬県による総合評価落札方式における加点例

○評価項目

総合評価落札方式の評価点算定基準「企業関係評価項目」に関する評価項目の配点を変更し、
「建設キャリアアップシステム活用」を追加し加点。

○加点要件

入札時の受注希望者の申告により加点し、施工時に以下の状況を確認する。

- (1) 事業者登録
- (2) 管理者ID（現場管理者）登録
- (3) 技能者の就業履歴の蓄積
- (4) カードリーダーの設置

注1) 対象事業者は、施工体系図に記載されている事業者（一人親方を除く）。

注2) 対象技能者は、作業員名簿や新規入場者名簿等に記載されている技能者。

注3) 活用を申告しながら、実績として活用が履行されなかった際は工事成績評定を減点。

○対象工事及び評価点

対象工事：総合評価落札方式により発注する全ての建設工事

評価点：0. 3点

○適用開始日

令和3年4月1日以降に入札公告される契約

○効果

技能労働者の経験・技能に応じた処遇の実現及び現場管理の効率化を図る。

【建設キャリアアップシステム】山梨県による総合評価落札方式における加点例

- ◎ 評価項目
「2」企業の信頼性社会性
→大項目：企業の取り組み
→評価項目：技能者の登録
→評価基準：建設キャリアアップシステムへ企業と技能者の登録 あり

- ◎ 加点内容
建設キャリアアップシステムに企業と自社の技能者が入札参加資格申請締切日までに登録済みであれば評価する。
※ 申請中または、企業と技術者のいずれかの登録だけでは評価しない。
※ 登録技能者は、当該工事への配置の有無は問わない。
※ ただし、技能者を雇用していない場合は、企業のみ登録でも評価する。
(下請企業は評価しない)

- ◎ 対象工事及び評価点
対象工事：選択項目として、県土整備部の土木一式工事で試行実施
○特別簡易型（Ⅰ） ○特別簡易型（Ⅱ） ○簡易型
○標準型（WT○型以外）○高度技術提案型
評価点： 2点

【建設キャリアアップシステム】長野県による総合評価落札方式における加点例

- 評価項目
建設マネジメント；労働環境の改善の取り組み評価項目に「建設キャリアアップ」を追加
- 加点要件
当該工事において、「建設キャリアアップシステムを活用することを誓約する者」へ加点
- 対象工事及び評価点
【対象工事】総合評価落札方式により発注する全ての建設工事
⇒R2.4.1（開始）予定価格8,000万円以上の建設工事を対象
⇒R3.10.1（変更）予定価格3,000万円以上の建設工事に対象を拡大
【評価点】0.25点
- 履行確認方法
 - ・ 誓約書の提出（建設キャリアアップシステム活用）
 - ・ 工事着手前に発注者と協議し、実施内容の承諾を得る
 - ・ 受注者は、下請企業や技能労働者に対し、説明を行い登録を要請する
(登録申請中など活用が困難な場合でも、発注者に対し説明経緯等を報告し、発注者の承諾を得た場合は活用したものとする。)
- 効果
技能労働者の経験や技能に応じた処遇の実現及び現場管理の効率化

※「建設キャリアアップの活用」とは・・・

建設現場にカードリーダーを設置し、技能労働者の日々の就業履歴を蓄積するとともに、作業員名簿や施工体制の作成等の現場管理にシステムを活用することをいう

静岡県による総合評価落札方式における加点点例

【土木工事】

○ 評価項目

施工の信頼性 → 企業の施工能力 → 働き方改革の推進 → 建設キャリアアップシステムの登録実績

○ 加点要件

登録実績については、事業者登録がある場合に評価

※ 根拠書類として、次のいずれかの写しを添付

①事業者登録完了のお知らせ（はがき） ②事業者登録完了メール ③建設キャリアアップシステムの事業者情報画面

活用申請については、当該工事における評価点確認申請書で建設キャリアアップシステムの活用申請があった場合に評価

○ 事業者登録の評価基準日及び評価期間

・ JV（特定）の係る工事：技術資料提出日までに登録した各構成員の実績を評価対象

・ それ以外の工事：静岡県交通基盤部土木関係総合評価落札方式による入札の事前審査登録実施要領に基づく申請による結果の適用をもって評価

○ 対象工事及び評価点

対象工事：技術提案評価型（標準型、簡易型Ⅰ）、施工能力評価型（簡易型Ⅱ、簡易型Ⅲ）

評価点：事業者登録の実績あり **0.5点**、活用申請あり **+0.5点**

【営繕工事】

○ 評価項目

施工の信頼性 → 企業の施工能力 → 建設キャリアアップシステムの登録実績

○ 加点要件

技術資料提出期限日までに、事業者登録が完了している者を評価

※ 根拠書類として、次のいずれかの写しを提出

①事業者登録完了のお知らせ（はがき） ②事業者登録完了メール ③建設キャリアアップシステムの事業者情報画面

活用申請については、当該工事における評価点確認申請書で建設キャリアアップシステムの活用申請があった場合に評価

○ 対象工事及び評価点

対象工事：標準型、簡易型Ⅰ、簡易型Ⅱ、簡易型Ⅲ

評価点：事業者登録の実績あり **0.5点**、活用申請あり **+0.5点**

【建設キャリアアップシステム】福井県による入札参加資格における加点例

- **評価項目**
建設キャリアアップシステムに事業者登録をしている者について加点する
- **加点要件**
資格審査の申請期間の末日において、建設キャリアアップシステムに事業者登録をしている者
(土木一式工事および建築一式工事)
- **評価点**
共通項目点数に0.5/100を乗じて得た点数を加点する

【建設キャリアアップシステム】滋賀県による総合評価落札方式における加点例

○ 評価項目

企業の地域性・社会性の評価項目として、
『建設キャリアアップシステム(CCUS)の利用』を設定

○ 対象工事

総合評価方式で発注する工事のうち、特別簡易型 I 型以上※¹の工事に設定

※¹ WTO標準型・高度技術提案型を除く

○ 加点要件

建設キャリアアップシステムに元請け企業が事業者登録し、
3名以上の建設技能者※²が利用する場合に加算評価
《評価点:0.5点》

※² 元請けの技能者か下請けの技能者かは問わない

○ 履行確認

契約後、監督職員により事業者登録および活用状況を確認

○ 不履行の措置

成績評定にて1.5点減じる

○ 費用負担

事業者登録、カードリーダーの設置、技能者の利用等にかかる費用は、受注者負担

【建設キャリアアップシステム】 京都府による総合評価落札方式における加点例

○目的

「技能者」の処遇の改善や技能の適正な評価を図ることを目指す「建設キャリアアップシステム（CCUS）」の普及

○評価項目

「建設キャリアアップシステム（CCUS）」への事業者登録及び活用

○対象工事

総合評価競争入札（簡易型）の中で、発注者が加算点評価項目として「CCUSの活用」を選択した工事

○加点要件

対象工事において、入札時にCCUSを活用する旨を申請した場合に加点する。なお、申請内容が実施できなかった場合は、工事成績評定及び次回以降の総合評価競争入札で減点の対象になる。

CCUSへの事業者登録及び活用（当該工事での実施）で、1点加点する。

○履行確認

完成検査時に、現場契約情報の出力帳票など、活用を確認できる資料の提出を求める。

【建設キャリアアップシステム】 兵庫県による総合評価落札方式における加点例

○評価項目

地域建設業者の育成 「建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用」

○加点要件

CCUSに事業者登録済であることを申告する場合に加点

○対象工事及び評価点

対象工事:総合評価落札方式を適用する土木部及びまちづくり部所管の土木請負工事

評価点: **1点**

【建設キャリアアップシステム】 島根県による総合評価落札方式における加点例

○評価項目

総合評価方式による落札において、当該工事現場での「CCUSの活用」を確約した場合に加点する。

運用開始 令和4年8月1日（予定）

（試行期間 令和3年12月1日～令和4年7月31日）

○加点内容・評価点（例）

入札時に「CCUS活用」についての「確約書」を提出した場合は、1点を加点する。

活用の確認は、カードリーダー設置、就業履歴の蓄積等をシステムの出力帳票で行う。

なお、実際に活用しなかった場合は、「工事成績評定（法令遵守等）」で1点を減点する。

○対象工事

土木一式工事（一般土木工事）

その他の工事でも適用可

○「CCUS活用」に係る費用

カードリーダー購入費用（新規及び現場利用料（カードタッチ費用）を精算計上。

○その他

試行工事におけるアンケート結果等により、評価項目、評価点、対象工事を確定。

【建設キャリアアップシステム】 広島県による総合評価落札方式における加点例

【土木工事・営繕工事】

○ 評価項目

企業の施工能力 → 建設キャリアアップシステムの活用

○ 加点要件

当該現場で活用する場合に評価

※ 工事完了後、登録IDの写しや設置状況の写真等で活用したことが分かる資料を提出

○ 評価基準

・建設現場において現場登録を行い、カードリーダーを設置し、技能労働者の日々の就業履歴を蓄積するとともに、作業員名簿や施工体制の現場管理にシステムを活用すること。

・登録事業者率や登録技能者率は問はないが、カードリーダーの設置のみは活用したとは見なさない。

○ 対象工事及び評価点

対象工事：(土木工事)設計金額に関わらず全ての型式
(営繕工事)設計金額に関わらず全ての型式

評価点：1.0点

【建設キャリアアップシステム】長崎県による総合評価落札方式における加点例

○評価項目

- ・「企業の施工能力」の「適切な下請契約」の評価項目において、契約期限内に元請・下請けすべての企業（建設業以外及び県外企業は除く）のシステムによる事業者登録を誓約した企業に対し、加点する
- ・上記、誓約が確認できない場合は、工事成績評定点から10点減ずるものとする

○対象工事及び評価点

- ・令和2年度は、CCUSの活用拡大の第1段階として、一つの現場で多くの専門工事企業や技能者が必要となる3億円以上の建築一式工事の総合評価で試行導入した
- ・令和3年度においては、1億円以上の建築一式工事まで試行範囲を拡大し、加えて建築一式工事に関連性の高い設備工事（管工事、電気工事等）も試行対象とした
- ・令和4年度からは、全ての総合評価落札方式で評価を実施

○実施状況

年度	工種	件数	のべ参加者数	のべ誓約者数	誓約率	落札者誓約数
2	建築一式	2	10	10	100%	2
3	建築一式	9	41	35	85%	9
	設備工事	20	108	82	76%	19
	計	31	159	127	80%	30

評価の内容(適切な下請契約)

評価基準	配点
①～③の誓約内容の全てを誓約	1.0
①～③の誓約内容のうち2項目を誓約	0.67
①～③の誓約内容のうち1項目を誓約	0.34
誓約しない	0

誓約内容

- ①下請契約による請負次数を2次下請（建築一式工事は3次下請）までとすることを誓約
- ②労務費及び法定福利費を明示した見積書による下請契約金額の合意形成
- ③建設キャリアアップシステムの事業者登録

【建設キャリアアップシステム】宮崎県による総合評価落札方式における加点例

○ 評価項目

評価の視点「企業の取組※」→評価項目「建設キャリアアップシステム(CCUS)の取組」

※ 対象工事ごとに発注機関の長が、評価項目を設定することができる。

○ 加点要件

当該工事において、建設キャリアアップシステムを活用する場合（※）に評価する。

（※）元請け企業がCCUSに事業者登録及び当該工事の現場IDを取得し、
現場情報等を登録した建設キャリアアップカードのカードリーダーを現場に設置した場合

○ 対象工事及び評価点

対象工事：簡易型・特別簡易型

評価点：2点

○ 履行確認方法

- ・ 契約後、工事着手日までに工事打合せ簿等により、事業者登録ID及び現場IDが分かる資料を添付の上、主任監督員へ提出
- ・ 工事打合せ簿提出後は、カードリーダー設置状況の確認を主任監督員に依頼

○ 不履行のペナルティ

当該年度又はその前年度においてCCUSの項目で評価を受け受注したが、工事着手日までに建設キャリアアップカードのカードリーダーを設置していないと認められた場合は、当該年度及びその次年度の間、公共三部（※）が総合評価落札方式で発注する全ての工事において「企業の取組」の項目の評価は-2点とし、その間、CCUSの取組は評価しない。

（※）宮崎県環境森林部、農政水産部及び県土整備部



【建設キャリアアップシステム】 鹿児島県による総合評価落札方式における加点例

- 1 内容
令和4年度より総合評価方式一般競争入札において建設キャリアアップシステム活用を評価する。
- 2 対象工事
総合評価方式一般競争入札にて実施する全ての工事
- 3 評価項目及び加点内容（最大0.2点）
企業の施工能力にて評価する。
 - ①元請企業の登録済・・・・・・・・・・0.1点
 - ②カードリーダー等の設置と運用・・・・・・・・0.2点
- 4 評価時での確認方法
 - ①については、事業者登録完了のお知らせ（はがき、メール）の写しなど
 - ②当該工事で、カードリーダー等を設置し運用する旨の誓約書の提出
- 5 履行の確認方法
工事完成時に、「就業履歴一覧（月別集計）」を提出させ、建設キャリアアップシステムの履行を確認する。
なお、履行が確認できなかった場合は、工事成績評定にて2点減点)

【建設キャリアアップシステム】さいたま市による総合評価落札方式における加点例

○ 評価項目

(区分) 「企業の社会性や安心・安全な工事を実施する能力」

(項目) 必須評価項目「週休2日確保・建設機械保有・CCUS登録状況」

○ 加点要件

公告日時点において、入札参加者が事業者登録している場合に評価

○ 対象工事及び評価点

対象工事：総合評価落札方式（特別簡易型）を適用する工事

配点：1. 0点(※)

(※) 次の各項目のうち

いずれか1つをまたは2つを満たす：1. 0点加点

3つの項目をすべて満たす：2. 0点加点

- ・過去1年以内に4週8休相当の本市発注工事を実施
- ・建設機械を保有（自社所有又は長期リース）している
- ・建設キャリアアップシステムに登録している

【建設キャリアアップシステム】横浜市による総合評価落札方式における加点例

- 評価項目 評価項目「建設キャリアアップシステム(CCUS)の取組」を試行として新設
- 加点要件 評価基準日(入札期間最終日)に事業者登録をしているものを加点対象とする。
- 配点 1点
- 開始日 令和4年4月5日以降に公告の工事から適用

○ 評価項目

企業の信頼性・社会性→地域精通度・地域貢献度→技能者の登録→建設キャリアアップシステムへの企業の登録

○ 加点要件

企業の登録がある場合に評価

※自己評価申請書に事業者IDを記載。

○ 評価基準日

入札参加資格確認申請受付締切日時点で事業者登録が完了している者を評価。

(申請中の場合は、加算対象とはしない)

○ 対象工事及び評価点

対象工事:標準型、簡易型、特別簡易Ⅰ型、特別簡易型Ⅱ型

評価点:1.0点

【建設キャリアアップシステム】京都市による総合評価落札方式における加点例

○評価項目

建設業の担い手確保

「建設キャリアアップシステムの事業者登録の有無」

○加点要件

建設キャリアアップシステムの事業者登録がある場合に加点する。

○対象工事及び評価点

対象工事：総合評価方式を適用する土木工事・舗装工事から抽出する。

評価点：1点

【建設キャリアアップシステム】 大阪市による総合評価落札方式における加点例

- **対象**
総合評価落札方式のうち、簡易型及び特別簡易型
- **評価項目**
評価項目設定例として、「社会性・信頼性」の分類に「建設キャリアアップシステムの活用」を追加
- **加点要件**
建設キャリアアップシステムの登録を行っていれば1点加点

(参考) 評価基準及び提出書類

建設キャリアアップシステムの活用

評価内容	評価基準	評価点
建設キャリアアップシステムの登録を行っている業者を優位に評価	登録している	1
	登録していない	0
提出書類		
・「事業者登録完了メール」(「建設キャリアアップシステムの事業者情報画面」を紙印刷したものも可)又は「事業者登録完了のお知らせ(はがき)」 ※本市との契約締結の営業所で登録していることが確認できること		

【建設キャリアアップシステム】堺市による総合評価落札方式における加点例

○ 評価項目

(評価分類) 「地域貢献度・社会貢献度等」

(評価項目) 「建設キャリアアップシステムの活用」

○ 加点要件

技術資料提出締切日時点において、一般財団法人建設業振興基金が提供する建設キャリアアップシステムの事業者登録を完了している者

(申請者が共同企業体である場合は、代表構成員又は他の構成員のいずれかの取得状況を評価対象とする。)

○ 確認方法

根拠書類として、次のいずれかの写しを添付

- ① 事業者登録完了のお知らせ (はがき)
- ② 事業者登録完了メール
- ③ 建設キャリアアップシステムの事業者情報画面

○ 対象工事及び評価点

対象工事：総合評価落札方式により発注する全ての建設工事

評価点： **1点**

【建設キャリアアップシステム】神戸市による総合評価落札方式における試行例

土木工事で予定価格が概ね3,500万円以下の技術的難易度が比較的高くない舗装工事等を対象とした、総合評価落札方式簡易型(社会貢献評価型)※を令和4年5月から試行導入

※企業の実績等と合わせて地域貢献等の取り組みに重点を置いて評価する型

⇒評価項目の1つに「CCUSの導入」を設定

○加点条件

申請日時時点で、元請負人がCCUSに事業者登録済であれば加点

○評価点

評価点:2点/24点

○履行確認方法

CCUSホームページへログイン後の「事業者情報」が書かれた画面の写し

※CCUSホームページの写しについては「事業者情報」として事業者ID、商号または名称、建設業の許可、法人・個人区分、代表者名、所在地、電話番号、資本金および事業者IDと管理者IDが同地であることを確認できるもの

【建設キャリアアップシステム】岡山市による総合評価落札方式における加点例

○評価項目

建設キャリアアップシステムへの登録状況

○加点要件

建設キャリアアップシステムへの事業者登録をしている企業に対し評価

○確認方法

次のいずれかの資料を提出

- ①「事業者登録完了のお知らせ（はがき）」の写し
- ②「事業者登録完了メール」の写し
- ③「建設キャリアアップシステムの事業者情報画面」の写し

○対象工事及び評価点

対象工事：総合評価落札方式（特別簡易型、簡易型）を適用する工事

評価点：1. 0点

【建設キャリアアップシステム】広島市による総合評価落札方式における加点例

○評価項目

建設キャリアアップシステムへの登録状況

○加点要件

建設キャリアアップシステムへの事業者登録をしている企業を優位に評価する。

○確認方法

次のいずれかの資料を提出

- ①「事業者登録完了のお知らせ(はがき)」の写し
- ②「事業者登録完了メール」の写し
- ③「建設キャリアアップシステムの事業者情報画面」の写し

○対象工事及び評価点

対象工事:総合評価落札方式(特別簡易型、簡易型、標準型)を適用する工事(WTO
案件を除く)

評価点:0.4点

1 内容

令和4年7月以降に公告する総合評価方式（特別簡易型）において、企業の評価として、建設キャリアアップシステムの事業者登録の有無を評価する。

2 評価項目及び加点

以下①～④の2項目以上に該当 0.5点／25点満点

以下①～④のいずれかに該当 0.3点／25点満点

- ① I S O、エコアクション21、熊本県SDGs登録制度のいずれかの認証・登録がある
- ② 建設キャリアアップシステムの登録事業者である
- ③ 過去1か年度の熊本市内におけるボランティア活動実績がある
- ④ 熊本市消防団協力事業所の認定を受けている

3 確認方法（添付書類）

以下のいずれかの写しを添付すること。

- ・ 事業者ログイン画面（建設キャリアアップシステムの事業者情報画面）
- ・ 事業者登録完了のお知らせ（はがき）
- ・ 事業者登録完了メール

入札参加資格における加点

令和5・6年度適用入札参加資格審査において、加点措置を講ずることを決定

1 対象者

令和5年1月31日時点でCCUS（建設キャリアアップシステム）の事業者登録をしている者

2 加点内容

発注者別評価事項として10点を加点

3 工夫した点

- ・例年、経営事項審査と同じ審査基準日で受付・審査しているところ、以下の新規加点項目については建設業者の取組を可能な限り評価対象とするため、審査基準日と申請受付期間を別枠（令和5年1月）で設定

【新規加点項目】

- ①賃金水準に関する加点
- ②健康経営優良法人認定に関する加点
- ③秋田県SDGsパートナー登録に関する加点
- ④完全週休2日制による4週8休達成状況に関する加点
- ⑤CCUSの事業者登録に関する加点

【建設キャリアアップシステム】群馬県による入札参加資格における加点例

- **評価項目**
建設工事入札参加資格における群馬県独自の加点（主観点）として、「担い手確保のための取組」を設け、建設キャリアアップシステムの事業者登録を完了している者を加点対象とした。
- **加点要件**
審査基準日時点で「事業者登録」が完了していること。
- **評価点**
10点
- **導入時期**
R4・5の入札参加資格定期審査（審査基準日：令和4年1月1日）から加点
- **確認書類**
建設キャリアアップシステムのホームページにログイン後の画面コピーの提出により、登録日が審査基準日以前であることを確認

【建設キャリアアップシステム】長野県による入札参加資格における加点例

- 評価項目
県内の建設業者を対象とした新客観点数の加点項目「労働環境」において、次の項目を対象とする。
⇒建設キャリアアップシステムの事業者登録を完了している者
⇒事業者登録が完了している事業者が雇用している技能労働者のうち登録が完了している者の割合
- 加点要件
審査基準日（審査年度の10月1日時点）で「事業者登録」「技能労働者登録」が完了していること。
- 評価点
事業者登録が完了している事業者 「10点」
事業者登録が完了している事業者が雇用している技能者登録割合
「10%以上50%未満で1点」「50%以上80%未満で3点」「80%以上で5点」
- 確認書類
事業者登録は、事業者登録ID発行通知の写し
技能者登録割合は、技能労働者名簿により登録者割合を確認
- 加点開始
R4・5・6の入札参加資格定期審査から加点（R4年5月から適用）

※ R4定期審査:審査基準日(R3.10.1) 資格有効期間(3年間) 発注標準表によるインセンティブ(資格総合点数によるランク付け)

※ R5中間審査:審査基準日(R4.10.1) 資格有効期限(2年間) インセンティブの見直し

※ R6中間審査:審査基準日(R5.10.1) 資格有効期限(1年間) インセンティブの見直し

(定期審査(3年毎)の年度以外は、中間審査を設け、資格総合点数の見直しに反映できる)

【建設キャリアアップシステム】石川県による入札参加資格における加点例

○評価項目

入札参加資格における主観的事項審査の評価項目「社会的取組み」において、
「建設キャリアアップシステム（CCUS）の事業者登録を行っている者」を加点対象

○加点要件

毎年度直前の審査基準日（1月31日）時点で「事業者登録」を行っている者

○評価点

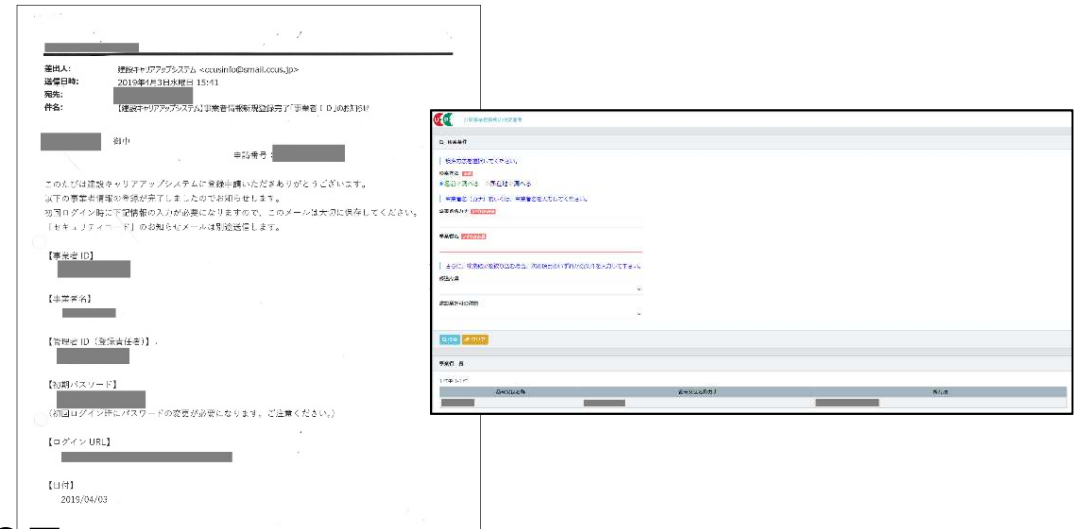
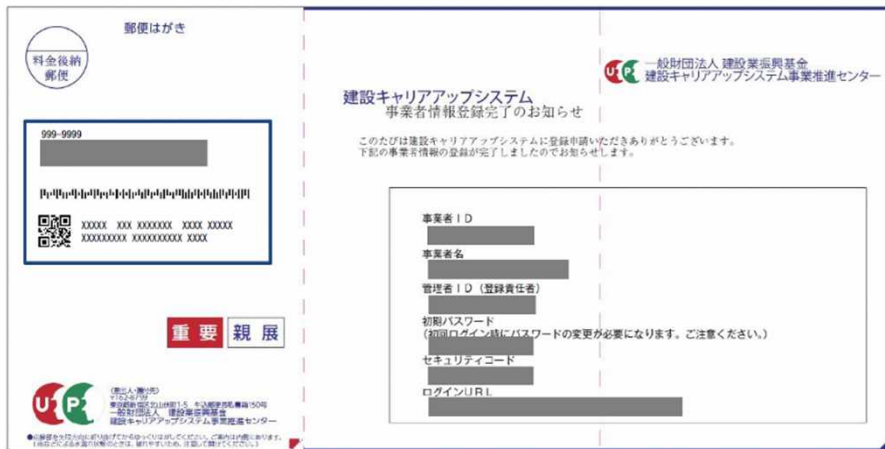
5点 ※「社会的取組み」の加点項目（計12項目）の1項目（1項目該当につき5点、最大5項目25点）

○確認書類

以下のいずれかの証明書類を提出

(1) 事業者登録ID発行通知の写し

(2) 登録完了メールの写し + CCUSホームページ（登録事業者検索）における自社の検索結果画面の写し



【建設キャリアアップシステム】静岡県による入札参加資格における加点例

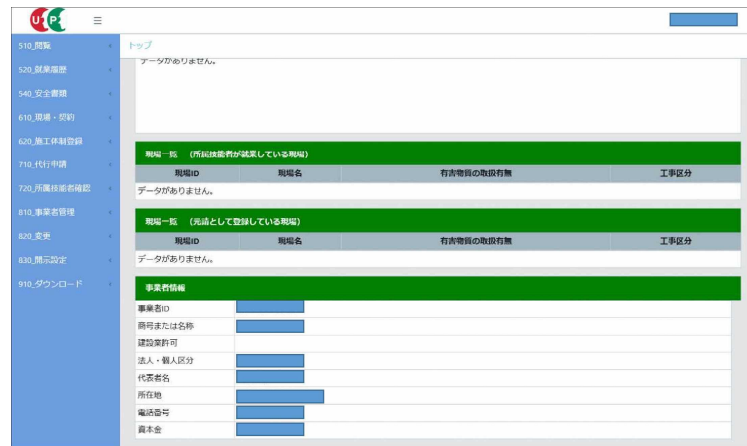
○ 加点内容

前年12月31日時点で、建設キャリアアップシステムの事業者登録をしている場合に **10点加点**

「建設キャリアアップシステム事業者登録」証明書類の例

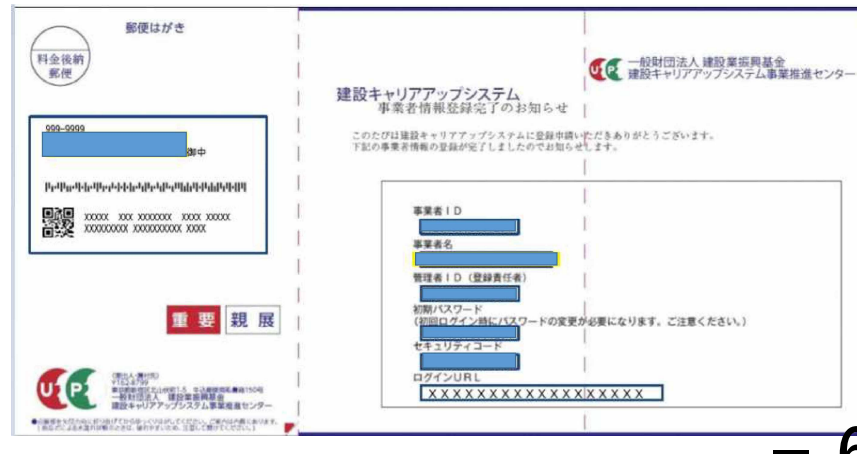
(1)事業者ログイン画面の写し

➤事業者登録完了後、建設キャリアアップシステムにログインし、事業者情報(ID、商号または名称、所在地)の記載された写し



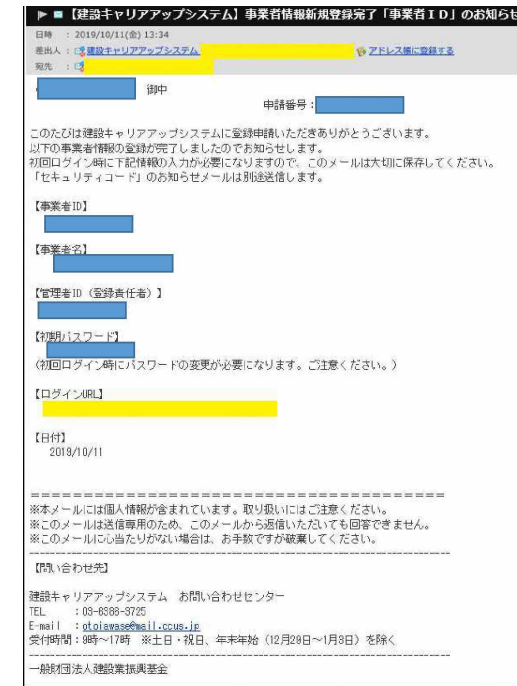
(2)事業者登録完了のお知らせ(ハガキ)

➤事業者登録完了後、登録事業者宛てに郵送される事業者登録完了のお知らせ(ハガキ)の写し



(3)事業者登録の完了メールの写し

➤登録申請にかかる審査が完了し、事業者登録料の納付完了後に申請者宛てに送信されるメール文の写し



【建設キャリアアップシステム】兵庫県による入札参加資格における加点例

- 評価項目
建設キャリアアップシステム(CCUS)に事業者登録済みである者について評価
- 加点要件
CCUSに事業者登録をしている建設工事事業者
- 評価点
技術評価点として6点を加点

【建設キャリアアップシステム】和歌山県による入札参加資格における加点例

- **評価項目**
地方基準点数の評価項目「労働安全衛生法関係資格者数」
 - **加点要件**
審査基準日現在、建設キャリアアップシステムに登録されている者を雇用している場合、労働安全衛生法関係資格者と同等に評価する
 - **評価点**
2点（1人2点／上限20点）
 - **確認書類**
以下の両方
 - ・建設キャリアアップシステムに登録していることを証する書面（建設キャリアアップカード等）の写し
 - ・審査基準日において常勤で雇用していることが分かる書面（健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書等）の写し
-
- **評価項目**
地方基準点数の評価項目「技術者数」
 - **加点要件**
審査基準日現在、建設キャリアアップシステムを用いた能力評価基準レベル4又はレベル3に該当する者を雇用していること
 - **評価点**
5点（許可業種ごとの上限180点）
 - **確認書類**
以下の両方
 - ・能力評価結果通知書の写し
 - ・審査基準日において常勤で雇用していることが分かる書面（健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書等）の写し

【建設キャリアアップシステム】鳥取県によるCCUS義務化モデル工事の概要

令和4年4月から、県土整備部（各総合事務所県土整備局を含む。）が発注する工事において、受注者が「建設キャリアアップシステム」を活用した場合に、受注者の求めに応じて現場経費の一部を発注者が支援する「鳥取県建設キャリアアップシステム活用推奨工事（受注者希望型）」を実施しています。

(1) 対象工事	○ 県土整備部（各総合事務所県土整備局含む）が発注し、災害復旧工事及び受託工事を除くすべての工事。	
(2) 実施期間	○ 令和4年4月1日から令和5年3月31日に調達公告及び随意契約のための見積依頼を行う工事	
(3) 発注方法	① 発注時に現場説明書（特記事項）に対象工事であることを明示。特記仕様書はホームページで公開。 ② 受注者はCCUSを活用し経費支援を求める場合は、工事着手までに工事打合せ簿により発注者に協議 ③ CCUSの活用にあたっては「鳥取県建設キャリアアップシステム活用推奨工事（受注者希望型）実施要領」を適用	
(4) 費用負担	カードリーダー設置費用	①受注者はCCUSに対象工事の現場に係る情報を登録する。また、就業履歴蓄積のためのカードリーダーを現場事務所等に設置し、就業履歴の蓄積を行う。 ②就業履歴の蓄積は工事期間中1回以上あればよいものとする。また就業履歴の蓄積の対象となる労働者は元請負者、下請負者の別を問わない。 ③支援の対象となる経費 ア 対象機器 ・カードリーダー（顔認証型のリーダー等を含む） ※リースの場合のリース料及びカードリーダー以外の機器（パソコン、タブレット）並びに通信費は対象外。 イ 条件 ・カードリーダーは、契約締結日の1か月から現場での就業履歴の蓄積開始までの間に新規に購入したものとし、1現場当たり1台とする。 ・支援額はOSがWindowsの場合は1万円（税抜き）、iOSの場合は3万円（税抜き）を上限とする。（顔認証型のリーダー等で入構管理を行う場合も同様）
(5) 流れ	①受注者がカードリーダーを購入（契約締結日の1か月前から現場での就業履歴蓄積開始までの間に新規購入） ②受注者がCCUS活用工事として経費支援を求める旨を、工事着手までに工事打合せ簿により発注者に協議 ③受注者がCCUSに対象工事の現場に係る情報を登録。就業履歴蓄積のためのカードリーダーを現場事務所等に設置し、就業履歴の蓄積を行う。 ④受注者は就業履歴の蓄積を開始した月の翌月10日までに以下の書類を発注者へ提出。 ・購入を証する領収書等（1台当たりの支出実績が確認できるもの） ・カードリーダーの設置状況が分かるもの ・CCUS出力帳票など就業履歴数の実績が確認できるもの。 ⑤発注者が承諾した金額を設計変更により計上する。	

[令和3年度から技術者のCCUS判定を格付けで加点]

- **評価項目**
格付けで建設キャリアアップシステムの判定を受けた技能者を加点
- **加点要件及び評価点**
 - ・ ゴールドカードと判定された者1名につき3.5点
 - ・ シルバーカードと判定された者1名につき2.5点

[令和5年度からCCUSの事業者登録を格付けで加点]

- **評価項目**
格付けで建設キャリアアップシステムの事業者登録を行っている者を加点
- **加点要件及び評価点**
 - ・ 令和4年1月1日時点で登録している事業者 5点
 - ・ 令和5年1月1日時点で登録している事業者 3点

[令和4年度から総合評価方式でCCUSの取組について加点]

- **評価項目**
総合評価方式で「建設キャリアアップシステムへの取組」について評価
- **評価基準及び配点**
 - ・ 応札者の企業登録があり、かつ当該工事現場において活用する場合 5点
 - ・ 上記以外(企業の登録を行っていない、または当該工事現場において活用しない) 0点

[令和4年度からCCUS活用工事の費用計上]

- **対象工事**
当該工事でカードリーダーを購入し、現場で1回以上カードタッチした工事
- **費用計上**
カードリーダー設置費用及び現場利用料（カードタッチ費用）について、設計変更時に支出実績に基づき費用を計上
※ 原則として、カードリーダーは、当該工事の契約締結日以降に新たに購入したものに限り、1工事あたり1台、最大3万円（税抜）を上限とする

【建設キャリアアップシステム】福岡県による入札参加資格における加点例



- 福岡県では、県が推進する施策への積極的な協力を促すことを目的として、競争入札参加資格申請の審査項目の一つとして、地域での貢献活動を評価する「地域貢献活動評価項目」を導入
- 建設工事の入札資格申請において、全35項目ある評価項目の1つ「働き方改革の推進」の中で、建設キャリアアップシステムの事業者登録をしていることを加点要件としている。

○評価の内容

評価項目の名称	働き方改革の推進
評価項目の説明	働き方改革の促進を通じて、労働環境の改善と人材確保・定着の促進を図る企業を評価するもの。
評価要件	下記の必須項目を実施し、かつ、(1)～(8)の選択項目のいずれか1つ以上を実施していること。 【必須項目】 審査基準日(直前決算日)以前1年の間に、「働き方改革実行企業(よかばい・かえるばい企業)」への事業所登録(更新)をしていること。 【選択項目】 審査基準日(直前決算日)において、次の(1)～(8)の項目について、いずれか1つ以上を実施していること。 ※建設キャリアアップシステムに関連するのは項目(8)。(1)～(7)の選択項目は記載省略 <u>(8)「建設キャリアアップシステム」の事業者登録をしていること。</u>
評価点	主観的事項の評定において 5点加点

○実績

令和元年度	令和2年度	令和3年度
8件	31件	85件

○ 評価項目

令和4・5年度建設工事入札参加資格から、技術等評価数値（主観点項目）のうち「社会性による評価」－「働き方改革や生産性向上への取組状況」において、「建設キャリアアップシステムの事業者登録を行っている者」を加点対象とする。
※現在、審査実施中

○ 加点要件

令和3年9月30日時点で建設キャリアアップシステムの事業者登録を行っている者。

○ 評価点

5点

○ 確認書類

事業者登録ID発行通知はがきあるいは登録完了通知メールの写し



【建設キャリアアップシステム】 千葉市による入札参加資格における加点例

- **評価項目**
「千葉市発注者別評価点算定事務要領」の評価項目
「技能労働者の育成及び確保に係る評価点」において、
「建設キャリアアップシステムの事業者登録を行っている者」を加点対象とする
- **加点要件**
千葉市入札参加資格申請時に、建設キャリアアップシステムの事業者登録を行っている者
- **評価点**
5点
- **確認書類**
登録完了通知の写し、若しくは登録状態のわかる書類

【建設キャリアアップシステム】相模原市による入札参加資格における加点例

- 評価項目
主観的事項の評価項目に「建設キャリアアップシステムへの登録」を追加し、
「建設キャリアアップシステムの事業者登録を行っている事業者」を加点対象とする
- 加点要件
申請時に建設キャリアアップシステムの事業者登録を行っている事業者
- 評価点
5点（主観的事項の合計点は85点を限度とする。）
- 令和3・4年度競争入札参加資格の認定における加点業者数
30者

○横浜市によるCCUS活用工事実施要領の概要及び工事評点の加点例について

横浜市ホームページURL

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/kaikaku/20220131.html>

該当する文書名

「建設キャリアアップシステム活用工事実施要領」

○横浜市による総合評価落札方式における加点例について

横浜市ホームページURL

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/sougouhyouka.html>

該当する文書名

「総合評価落札方式ガイドライン」

[令和2年度]

- 説明会の開催
 - ・ 県内建設業者を対象に延べ6回開催
 - ・ 参加者 約80名

- 「導入サポートセンター」の設置
 - ・ 電話相談の受付
 - ・ CCUS登録業務を対面で専門家が支援
 - ・ サポートセンターを通じた登録件数は105件
(事業者16件、技能者89件)



説明会

[令和3年度]

- 説明会の開催
 - ・ 対面とリモート形式による併用開催
 - ・ 参加者 約150名

- 登録窓口の開設
 - ・ 事業者登録サポートのための相談窓口を開設（平日2週間）
 - ・ 事業者登録 10件
 - ・ 電話相談 25件 対応



サポートセンター

[令和4年度] (予定)

- **説明会の開催**
 - ・ 対面で開催
 - ・ 参加者 約100名
 - ・ 現場運用等に係る説明、設備・機器等のデモ・展示を実施

- **登録・相談窓口の開設**
 - ・ 対面窓口を開設（相談は電話でも可）
 - ・ 事業者及び技能者登録、現場運用等の相談に対応